

くらしる事業 スマイリー助成金



民間賃貸共同住宅等建設促進事業助成金

民間賃貸新築

◆「すまいりー助成金」とは、定住の促進に伴う人口増加及び地域活性化を図ることを目的とし、賃貸共同住宅等（アパート等）を建設する者を対象に建設費の一部を助成します。

※「賃貸共同住宅等」とは、建築基準法に規定する共同住宅又は長屋で各戸に一般募集を行い、賃貸契約により入居者を決定するものであること

【対象事業者】

法人及び個人を対象事業者とし、

- ①町内に賃貸共同住宅等を建設する者
- ②税金の滞納がないこと 等が対象となる。

- 既存の建替でないこと
- 組立式仮設住宅でないもの
- 1棟2戸以上であること
- 自己の親族、特定の事業者の従業員等を入居させるためのものでないこと

【助成期間】 令和5年度～7年度まで

【助成内容】 **町内**在住の場合

1戸当たり **150万円**の助成（2LDK）

1戸当たり **75万円**の助成（1K・1LDK）

【助成内容】 **町外**在住の場合

1戸当たり **100万円**の助成（2LDK）

1戸当たり **50万円**の助成（1K・1LDK）

- 1棟8戸までが助成限度
- 各戸に専用駐車場スペースが1台以上あること
- 各戸に専用物置が設置されていること
- ゴミ置き場に関し、必要な事前措置をすること